

<p>一 工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策の推進に関する基本的な方向</p> <p>二 国が講ずべき医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する措置に関する事項</p> <p>三 匿名加工医療情報又は仮名加工医療情報の作成に用いる医療情報に係る本人の病歴その他他の本人の心身の状態を理由とする本人又はその子孫その他の個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないための措置に関する事項</p>	<p>一 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の作成を図るため、情報システムの整備、その普及及び活用の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
---	---

<p>第三章 認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者</p> <p>第一節 認定匿名加工医療情報作成事業者</p> <p>第九条 匿名加工医療情報作成事業を行う者（法人に限る。）は、申請により、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>（認定）</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類その他の主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者</p>
<p>3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p>	<p>（国民の理解の増進）</p> <p>3 医療情報の整理の方法</p> <p>4 医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）の管理の方法</p>

<p>3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。</p> <p>4 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律その他個人情報の適正な取扱いに関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ロ 第十六条第一項又は第十七条第一項（二）の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p>	<p>（第二節 国の施策）</p> <p>3 内閣総理大臣は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（規格の適正化）</p>
<p>（国民の理解の増進）</p> <p>3 医療情報の整理の方法</p> <p>4 医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）の管理の方法</p>	<p>（承継）</p> <p>2 申請者が、医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を取得し、並びに整理し、及び加工して匿名加工医療情報を適確に作成し、及び提供するに足りる能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合していること。</p> <p>3 匿名加工医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名加工医療情報等の安全管理のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置が講じられていること。</p>

<p>4 申請者が、前号に規定する匿名加工医療情報等の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。</p> <p>5 前項の規定による規格の整備は、これに関する国際的動向、医療分野の研究開発の進展等に応じて行うものとする。</p> <p>（情報システムの整備）</p>	<p>第十一条 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人に第十九条第一項の認定に係る匿名加工医療情報作成事業（以下「認定匿名加工医療情報作成事業」という。）の全部の譲渡を行つたときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。</p> <p>（承継）</p> <p>2 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継した法人は、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人に認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡を行つた場合において、譲渡人及び譲受けについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定によるともに、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人として主務省令で定めるもの</p>
---	--

との合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継する場合において、あらかじめ当該分割について主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継した法人は、分割をした法人のこの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

第九条第三項から第五項までの規定は、前三項の認可について準用する。

認定匿名加工医療情報作成事業者である法人は、認定匿名加工医療情報作成事業者でない者は、認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡を行い、認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人と合併をし、又は分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継させる場合において、第四項から第六項までの認可の申請を行って、第四項から第六項までの認可を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡、合併又は分割の日までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡を行ひ、認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人との合併により消滅することとなり、又は分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継させる場合において、第四項から第六項までの認可をしない旨の処分があつたときは、当該認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡、合併又は分割があつたときは、第九条第一項の認定は、その効力を失うものとし、その清算中若しくは特別清算中の法人若しくは破産手続開始後の法人又は外国の法令上これらに相当する法人は、遅滞なく、当該認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する匿名加工医療情報等を消去しなければならない。

第九条 第十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者

主務省令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における該電磁的記録を含む。以下同じ。）を備え、その業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（名称の使用制限）

第十五条 認定匿名加工医療情報作成事業者でない者は、認定匿名加工医療情報作成事業者に

よる届出があったときは、第四項から第六項までの認可をしない旨の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定の取消し等）

第十六条 主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者（国内に主たる事務所を有しない法人であつて、外国において匿名加工医療情報等を取り扱う者（以下「外国取扱者」という。）を除く。次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条第一項の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第九条第一項若しくは第十条第一項の認定又は第十一条第四項から第六項までの認可を受けたとき。

二 第九条第三項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなかつたとき。

三 第十条第一項の規定により認定を受けなければならぬ事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四 第二十八条第一項の規定に違反して医療情報を提供したとき。

五 第六十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

六 第二十七条第一項又は第五十二条第一項の規定により医療情報の提供を受けた場合は、当該医療情報が医療分野の研究開発に資するために提供されたものであるという趣旨に反することのないよう、認定匿名加工医療情報作成事業の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取扱つてはならない。

七 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十七条 主務大臣は、第一項の規定により第九条第一項の認定を取り消そうとするときは、あらかじめ個人情報保護委員会に協議しなければならない。

八 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十八条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、第二十七条第一項又は第五十二条第一項の規定により医療情報の提供を受けた場合は、当該医療情報が医療分野の研究開発に資するために提供されたものであるという趣旨に反することのないよう、認定匿名加工医療情報作成事業の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取扱つてはならない。

九 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十九条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、匿名加工医療情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる医療情報を取り扱うことができるようにするために必要なものとして主務省令で定める基準に従い、当該医療情報を加工しなければならない。

その者の事務所その他の事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させようとした場合において、その報告がされず、若しくは虚偽の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、若しくはその質問に対しても答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

四 第三項の規定による費用の負担をしないとばかりならない。

第五条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第六条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第七条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第八条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第九条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十一条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十二条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十三条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十四条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十五条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十六条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十七条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十八条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十九条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

その者の事務所その他の事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させようとした場合において、その報告がされず、若しくは虚偽の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、若しくはその質問に対しても答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

四 第三項の規定による費用の負担をしないとばかりならない。

第五条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第六条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第七条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第八条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第九条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十一条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十二条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十三条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十四条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十五条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十六条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十七条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十八条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十九条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

項の規定により匿名加工医療情報を作成する場合については、適用しない。
(消去)

第二十条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定匿名加工医療情報作成事業に關し管理する匿名加工医療情報等を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名加工医療情報等を消去しなければならない。

第二十一条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定匿名加工医療情報作成事業に關し管理する匿名加工医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名加工医療情報等の安全管理のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置を講じなければならない。

第二十二条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、その従業者に認定匿名加工医療情報作成事業に關し管理する匿名加工医療情報等を取り扱わせるに當たつては、当該匿名加工医療情報等の安全管理が図られるよう、主務省令で定めるところにより、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬ。
(従業者の監督)

第二十三条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、その従業者に認定匿名加工医療情報作成事業に關し管理する匿名加工医療情報等を取り扱わせるに當たつては、当該匿名加工医療情報等の安全管理が図られるよう、主務省令で定めるところにより、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬ。
(従業者の義務)

第二十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、第四十六条第一項に規定する認定医療情報取扱いの全部又は一部を委託することができる。
前項の規定により匿名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部を委託する場合であつて、かつ、認定医療情報等取扱いの委託を受けた認定医療情報取扱いの全部又は一部の再委託を受けること

等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた認定医療情報等取扱事業者とみなして、同項の規定を適用する。

第二十五条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定匿名加工医療情報等の安全管理が図られるよう、主務省令で定めるところにより、委託を受けた

部を委託する場合は、その取扱いを委託した匿名加工医療情報等の安全管理が図られるよう、主務省令で定めるところにより、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬ。

(漏えい等の報告)

第二十六条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定匿名加工医療情報作成事業に關し管理する匿名加工医療情報等の漏えい、滅失、毀損その他の匿名加工医療情報等の安全確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして主務省令で定めるものが生じたときは、主務省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を主務大臣に報告しなければならない。

第二十七条 第五十五条第一項の規定により医療情報の提供を受けた認定匿名加工医療情報作成事業者は、主務省令で定めるところにより、他の認定匿名加工医療情報作成事業者から求めに応じ、匿名加工医療情報の作成のために必要な限度において、当該他の認定匿名加工医療情報作成事業者に対し、同項の規定により提供された医療情報を提供することができる。

前項の規定により医療情報の提供を受けた認定匿名加工医療情報作成事業者は、第五十二条第一項の規定により医療情報の提供を受けた認定匿名加工医療情報作成事業者とみなして、前項の規定を適用する。

第二十八条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、前条第一項又は第三十一條第二項の規定により提供する場合及び次に掲げる場合を除くほか、前条第一項又は第五十二条第一項の規定により提供された医療情報を第三者に提供してはならない。
(第三者提供の制限)

一 法令に基づく場合
二 人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合
三 前項の規定により匿名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部の再委託を受けた認定医療情報等取扱いの委託をした認定匿名加工医療情報取扱事業者が前項に規定する匿名加工医療保険等関連情報を取り扱う場合については、適用しない。

2 次に掲げる場合において、当該医療情報の提供を受けた者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
一 第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴つて医療情報が提供される場合
二 認定匿名加工医療情報作成事業者が第二十一条第一項の規定により医療情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該医療情報が提供される場合

第二十九条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、主務省令で定めるところにより、認定匿名加工医療情報作成事業に關し管理する匿名加工医療情報等の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。
四条第一項の規定により医療情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該医療情報が提供される場合

(苦情の処理)

第三十条 匿名加工医療情報取扱事業者は、匿名加工医療情報データベース等を事業の用に供してゐる者をいう。以下同じ。は、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により作成された匿名加工医療情報(自ら医療情報を加工して作成したものを除く。)を取り扱うに當たつては、当該匿名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該医療情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第十九条第一項若しくは第四十七条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。

2 匿名加工医療情報作成事業者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前項の規定により厚生労働大臣等からの委託を受けて、支払基金等が第三項の規定による情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならぬ。

3 厚生労働大臣等は、前項の規定による情報の提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療医療情報等を提供した上で、当該状態にするため必要な情報として主務省令で定めるもの

2 認定匿名加工医療情報取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、前項の目的を達成するため必要な体制を整備しなければならない。

第三節 匿名加工医療情報取扱事業者(他の認定匿名加工医療情報提供)

2 匿名加工医療情報取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、前項の目的を達成するため必要な体制を整備しなければならない。

3 厚生労働大臣等は、前項の規定による情報の提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療医療情報等を提供した上で、当該状態にするため必要な情報として主務省令で定めるもの

2 認定匿名加工医療情報取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、前項の目的を達成するため必要な体制を整備しなければならない。

第三節 匿名加工医療情報取扱事業者(連絡)

2 匿名加工医療情報取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、前項の目的を達成するため必要な体制を整備しなければならない。

項において同じ。の提供を受けることができるものとの連結して利用することができる状態で提供することができる。
2 認定匿名加工医療情報作成事業者は、匿名加工医療情報を前項に規定する状態にするため、匿名加工医療保険等関連情報その他の政令で定めるものと連結して利用することができる。

2 認定匿名加工医療情報取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、厚生労働大臣等の政令で定めるものと連結して利用することができる。
2 認定匿名加工医療情報作成事業者は、匿名加工医療情報を前項に規定する状態にするため、匿名加工医療保険等関連情報その他の政令で定めるものと連結して利用することができる。

2 認定匿名加工医療情報取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、厚生労働大臣等の政令で定めるものと連結して利用することができる。

名加工医療情報利用者」という。は、連結可能匿名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該連結可能匿名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該医療情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第十九条第一項若しくは第十七条第一項の規定により行われた加工の方法その他の連結可能匿名加工医療情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該可能匿名加工医療情報を他の情報と

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

二 一 法令に基づく場合

援その他非常の

第三十五条 忍室又名田工医療情報作成等の対応のため緊急の必要がある場合（仮名加工医療情報の作成等）

第三十五条 診定併各工医療情事作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして、
第三条第一項第一号に規定する事項を記載する。

2 名加工医療情報等」という。)の取扱いの全部又は一部を委託することができる。

前項の規定により仮名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者は、当該仮名加工医療情報等の取扱いの委託をした認定仮名加工医療情報作成事業者の許諾を得た場合であって、かつ、認定医療情報等取扱受託事業者に對してするに限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 照合してはならない。

名加工医療情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十条から第二十二条までの規定中「認定匿名加工医療情報作成事業に關し」とあるのは、「当該連結可能匿名加工医療情報利用者が」と、第二十三条中「の役員若しくは」にあるのは、「(その)者が法人(法人でない)団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。」である場合には、その役員、代表者又は管理人)若しくはその」と、「認定匿名加工医療情報作成事業に」とあるのは、「連結可能匿名加工医療情報の利用に」と読み替えるものとする。

第四章 認定仮名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報利用事業者

第一節 認定仮名加工医療情報作成事業者及び仮名加工医療情報等の取扱いに関する規定

第三十三条 仮名加工医療情報作成事業を行う者（法人に限る。）は、申請により、仮名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受け得ることができる。

4 当該調査に回答するため必要なときは、この限りでない。

認定仮名加工医療情報作成事業者は、認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達を受け、に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しく

(委託)
二 認定仮名加工医療情報作成事業者が次条第一項の規定により仮名加工医療情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該仮名加工医療情報が提供される場合

定仮名加工医療情報作成事業者とみなして、前項の規定を適用する。
(医療情報の第三者提供の制限)
第三十九条 認定仮名加工医療情報作成事業者は、前条第一項の規定により提供する場合及び次に掲げる場合を除くほか、同項又は第五十七条第一項の規定により提供された医療情報を第三者に提供してはならない。

第三十四条 前条の認定を受けた者（以下「認定

仮名加工医療情報作成事業者」という。は、第三十八条第一項又は第五十七条第一項の規定により医療情報の提供を受けた場合は、当該医療情報が医療分野の研究開発に資するために提供されたものであるという趣旨に反することのないよう、前条の認定に係る仮名加工医療情報作成事業（以下「認定仮名加工医療情報作成事業」という。）の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取り扱ってはならない。

る同条第二項に規定する信書便（第四十二条第一項）三項及び第四十八条第四項において「信書便」という。により送付し、電報を送達し、ファックス装置若しくは電磁的方法（電子情報報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。第四十二条第三項及び第四十八条第四項において同じ。）を用いて送信し、又は住居項目を訪問するため、当該仮名加工医療情報を全く

は、第四十六条第一項に規定する認定医療情報取扱事業者等取扱受託事業者（以下この条において「認定医療情報取扱受託事業者」という。）に対し、該該取扱受託事業者による医療情報等取扱受託事業者としての行為に付随する場合に限り、認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する医療情報、仮名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第三十五条第一項又は第四十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報並びに仮名加工医療情報（以下「仮名加工医療情報」とい

二 人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合
一 次に掲げる場合において、当該医療情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
二 次条において準用する第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継について医療情報が提供される場合

（準用）
第七条第一項の規定により医療情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該医療情報が提供される場合

第四号	第十六條第一項第二十八條第一項第三十六條第一項	二項の規定に違反して仮名を提供し、又は第三十九条
第二節	認定仮名加工医療情報利用事業者及び提供仮名加工医療情報の取扱いに関する規制	
第五号	第六十一条第一項第六十一条第一項	第一項
第二号	同条第一項	二項
第十七條第一項	同条第一項	同条第二項
第二号	第六十一条第一項第六十一条第一項	第六十一条第一項第六十一条第一項

に、当該提供仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

個人情報の保護に関する法律第二十六条、第三十二条から第三十九条まで、第四十一条第二項から第九項まで及び第四十二条の規定は、認定仮名加工医療情報利用事業者が提供仮名加工医療情報を取り扱う場合については、適用しない。

(提供仮名加工医療情報の第三者提供の制限)

第四十三条 認定仮名加工医療情報利用事業者は、次に掲げる場合を除くほか、提供仮名加工医療情報を第三者に提供してはならない。

二 法令に基づく場合

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定による司項目に規定する医薬品の製造販売業者

工医療情報作成事業者に対する医療情報の 提供

提
供

第一節 認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

第五十二条 医療情報取扱事業者は、認定匿名加（医療情報取扱事業者による医療情報の提供）

工医療情報作成事業者に提供される医療情報（（為り）その他不正の手段により取得したものを

除く。以下この項及び第五十七条第一項において同じ。こつゝて、主務省令で定めるところ

で同じことは、いざなが主務省令で定めるとこだ
により本人又はその遺族（死亡した本人の子、
孫、孫の配偶者等）が、同一の被扶養者として、

孫その他の政令で定める者をいう（以下同じ）
からの求めがあるときは、当該本人が識別され

る医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止することとしている場合であつ

て、次に掲げる事項について、主務省令で定め
るところにより、あらかじめ、本人に通知する

とともに、主務大臣に届け出たときは、当該医療青睞を認定登名加工医療青睞乍成事業者に提

痴情報を説定國外に因瘡情報作成事務局に提供することができる。

当該医療情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者

(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理

人。第五十五条第一項第一号及び第五十七条第一項第一号において同じ。)の氏名

二 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の作成の用に供するものとして、

認定匿名加工医療情報作成事業者に提供する
ニ七。

三 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供さ るべき情報の更一

四 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目

五 認定匿名加工医療情報作成事業者への提供 れる医療情報の取得の方法

六 本人又はその遺族からの求めに応じて当該の方法

本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。

七 本人又はその遺族からの求めを受け付ける

八 その他個人の権利利益を保護するために必 力法

要なものとして主務省令で定める事項
医療情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる

事項に変更があつたとき又は同項の規定による医療情報の提供をやめたときは遅滞なく、同項

第二号から第五号、まで
第七号又は第八号は擲

3 主務大臣は、第一項の規定による届出があったときは、主務省令で定めるところにより、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出なければならない。

(書面の交付)

第五十三条 医療情報取扱事業者は、前条第一項の規定による通知を受けた本人又はその遺族から当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止するよう求めがあったときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該求めがあつた旨他の主務省令で定める事項を記載した書面を当該求めを行つた者に交付しなければならない。

2 医療情報取扱事業者は、あらかじめ、前項に規定する求めを行つた者の承諾を得て、同項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することができる。この場合において、当該医療情報取扱事業者は、同項の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

3 第一項の規定により書面を交付し、又は前項の規定により電磁的記録を提供した医療情報取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、当該書面の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

(医療情報の提供に係る記録の作成)

第五十四条 医療情報取扱事業者は、第五十二条第一項の規定により医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供したときは、主務省令で定めるところにより、当該医療情報を提供した年月日、当該認定匿名加工医療情報作成事業者の名称及び住所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 医療情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(医療情報の提供を受ける際の確認)

第五十五条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、第五十二条第一項の規定により医療情報取扱事業者から医療情報の提供を受けるに際しては、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

第五十三条 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第45条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含む。」)を削る部分に限る。)を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)
第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもの(ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)
(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定(公布の日から施行する。(準備行為))

附 則 (令和五年五月二六日法律第三五号)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(以下「新法」という。)

第五条の規定の例により、基本方針の変更及びその公表をすることができる。この場合において、当該基本方針の変更及びその公表は、この法律の施行の日以後は、それぞれ同条第五項の

規定による基本方針の変更及び同項において準用する同条第四項の規定による公表とみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に認定仮名加工医療情報作成事業者若しくは認定仮名加工医療情報利用事業者という名称又はこれらと紛らわしい名称を使用している者については、新法第四十条において準用する新法第十五条又は新法第四十四条において準用する新法第十五条の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

(拘禁刑に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間ににおける新法第六十九条第二項から第四項まで及び第七十二条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。